

第 1 1 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 2 年 1 1 月 2 7 日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人	10番 菊池 勇夫 委員 11番 富井 保徳 委員
開催時間	開会 PM 15:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和 2 年第 11 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、12 番黒木良昭委員より欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は 13 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和 2 年第 11 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。10 番菊池勇夫委員、11 番富井保徳委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は、令和 2 年 11 月 27 日本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	2 ページをお開きください。議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 11 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 138 番から 144 番までの 7 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 138 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 59 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 74 歳の方です。申請地は、南郷神門字米上、畑 1 筆、166 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 3,601 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

4 番、田野です。譲受人は、農業委員会局長です。申請地は譲受人の家のすぐ前になります。現在も野菜が作付けしてあり、何の問題もないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 138 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

ないようですので採決に移ります。受付番号 138 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 139 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 139 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 69 歳の方。譲渡人が、福岡市の 63 歳の方です。申請地は、西郷田代字木ノ下、畑 1 筆、366 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 17,898 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以

上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。譲渡人は福岡市在住で、実家は誰も居なくて荒れ放題で、申請地も周りがどうにかしないといけないというほどの土地です。申請地の横が譲受人の家なので、管理するために購入するということでした。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 139 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

ないようですので採決に移ります。受付番号 139 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 140 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 140 番です。申請人の譲受人が、日向市の 45 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 76 歳の方です。親子関係になります。申請地は、北郷宇納間、田 3 筆と畑 4 筆、合計 7 筆 5,441 m²になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は保全管理となります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²ですが、今回の譲受面積で下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。事務局の説明のとおり、父から娘への贈与になります。今回娘に土地を譲るが、土地がほしいという人がいれば売ってもいいということでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 140 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

ないようですので採決に移ります。受付番号 140 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 141 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 141 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の 23 歳の方。譲渡人が、東京都の 55 歳の方です。申請地は、北郷入下、田 1 筆と畑 1 筆、合計 2 筆 3,508 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転、利用計画は平兵衛酢となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²ですが、今回の売買で下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲受人は 23 歳と若いですが、表向きは父親がこの事業に携わっております。将来的なこともあり、若い息子の名義で取得したいということでした。譲渡人は北郷出身者ですが、東京に家を作って住んでいるため、北郷の家と土地を処分したいということで、農地について譲受人と売買の話がまとまったようです。譲受人は I ターン者で、転入してきて 12 年になります。問題ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 141 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

ないようですので採決に移ります。受付番号 141 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 142 番の説明をお願いします。

事務局員	<p>12 ページをお開きください。受付番号は 142 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 59 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 74 歳の方です。申請地は、南郷神門字米上、畑 1 筆、241 m²になります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 3,601 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
田野委員	<p>4 番、田野です。申請地は、先程の受付番号 138 番の隣接地になります。9 月総会時にも案件として審議しましたが、この周辺の荒地をまとめて耕作してくれるので、何の問題もないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 142 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p><なし></p>
	<p>ないようですので採決に移ります。受付番号 142 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p><全員、挙手></p>
	<p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は、原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 143 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>14 ページをお開きください。受付番号は 143 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 69 歳の方。譲渡人は、美郷町北郷入下の 100 歳の方です。申請地は、北郷入下字屋敷水流、田 2 筆、2,333 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。この申請地は、他の方と使用貸借契約がなされておりましたが、総会資料の 41 ページに合意解約通知を添付しておりますので、後ほど報告させていただきます。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 36,728 m²。家畜は牛を 6 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>

柳田委員	<p>7 番、柳田です。譲受人は畜産業を営んでおります。譲渡人は 100 歳と高齢ですが、自宅で元気しております。この申請地は以前別の方と契約しておりましたが、以前の譲受人の経営縮小により契約を解約することになったため、今回の契約となりました。特に問題はありません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 143 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>ないようですので採決に移ります。受付番号 143 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 144 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>16 ページをお開きください。受付番号は 144 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 83 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 86 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字田ノ上、田 1 筆、1,215 m²になります。本農地も別の方と賃貸借契約がなされておりましたが、総会資料 40 ページに合意解約通知が添付してありますので、後ほど報告いたします。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 7,673 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。17 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤本委員	<p>13 番、藤本です。譲渡人が高齢のため別の方に管理してもらっていたのですが、その方が本業の林業関係の仕事が忙しく、田を管理しきれないということで話があり、譲受人の息子がいずれ帰ってくるということで、田だけでも借りておこうということで今回の申請になりました。譲受人の奥さんもまだまだ元気がよく、何の問題もないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 144 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
中田委員	<p>いいですか。</p>

議長	どうぞ。
中田委員	5番、中田です。譲受人の年齢については、問題ないのでしょうか。
藤本委員	はい。
議長	藤本委員、どうぞ。
藤本委員	13番、藤本です。先程説明しましたように、譲受人の奥さんは結構若い方で、ゆくゆくは息子さんも県外から帰ってくることから、水稻の作付面積を増やしたいということでした。
中田委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
	<なし>
	ないようですので採決に移ります。受付番号 144 番に賛成の方の挙手を求めます。
	<全員、挙手>
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 43 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	18 ページをお開きください。議案第 43 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 2 年 11 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 145 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	20 ページをお開きください。受付番号は 145 番になります。申請人が、宮崎市の方です。申請地は、南郷鬼神野字田出原、田 1 筆、139 m ² になります。申請の理由は、申請地は、申請人の亡き父が昭和 37 年・53 年・55 年に住宅や倉庫を増築したもので、転用申請が必要であることが判明し、今回の追認申請となっております。転用後の用途は宅地。転用の時期は、着手は昭和 37 年からの永年間使用となっております。21 ページが地籍集成図、22 ページが始末書、23 ページが土地利用計画図、24・25 ページが現況写真となっております。本件は長きに渡り宅

地として利用されており、周辺の農地に影響はないと考えます。また過去農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、始末書も提出されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5番、中田です。只今の事務局の説明のとおりであります。現地確認をしたところ、農地法がまだない昭和23年ごろに家を建てて、その後増築をしていったということです。始末書も出ていますし問題ないと思います。ご審議よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号145番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

ないようですので採決に移ります。受付番号145番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

26ページをお開きください。議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和2年11月27日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号146番の1件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

28ページをお開きください。受付番号は146番です。この案件は、先程の4条申請の宅地の増築敷地として利用されていて、隣接しております。申請人の譲受人が、宮崎市の方。譲渡人が、日向市の65歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字田出原、田1筆、20㎡になります。申請理由は、申請地は申請人の亡き父が昭和37年・53年・55年に倉庫を増築したもので、相続の手続きの際に転用申請が必要であることが判明し、今回の追認申請となっております。転用後の用途は宅地。契約内容は、申請書明細書のとおりであります。転用の時期は、着手が昭和37年から永年間となっております。29ページが地籍集成図、30ページが始末書、31ページが土地利用計画図、32ページが現況写真となります。本件は先程の案件と同

様、長きに渡り宅地として利用されており、周辺の農地に影響はないと考えます。また過去農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、始末書も提出されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5番、中田です。譲受人と譲渡人はいどこになり、内容は先程の4条とまったく同じです。昔のことです。始末書も出ていますし問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号146番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

ないようですので採決に移ります。受付番号146番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

33ページをお開きください。議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和2年11月27日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号147番と148番の2件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

35ページをお開きください。受付番号は147番です。利用権の設定を受ける者が、宮崎県農業振興公社。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の89歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代、田2筆、2,030㎡になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、公社貸付になるので0㎡。利用権設定区分は継続となります。36ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員	<p>2 番、森田です。只今事務局から説明がありましたとおりです。農地中間管理機構を通しての、前回からの継続になりますので問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 147 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>ないようですので採決に移ります。受付番号 147 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 148 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>37 ページをお開きください。受付番号は 148 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 75 歳の方。利用権を設定する者が、日向市の 51 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字下夕の屋敷、畑 1 筆、1,932 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 13,695 m²。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は新規となります。38 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
甲斐委員	<p>8 番、甲斐です。先週設定を受ける者と現地調査に行ってきました。利用権を設定する土地は、以前はきんかん生産組合に貸し付けて、組合から設定を受ける者が借りていました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 148 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>ないようですので採決に移ります。受付番号 148 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 14 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

39 ページをお開きください。報告第 14 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 2 年 11 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

40 ページをお開きください。土地の所在は、北郷宇納間字田ノ上、田 1 筆、1,215 m²。農地法第 3 条で 3 年間の賃貸借契約がなされていましたが、賃借人の規模縮小により、令和 2 年 11 月 4 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。

41 ページをお開きください。土地の所在は、北郷入下字屋敷水流、田 2 筆、2,333 m²。使用貸借の設定がなされておりましたが、令和 2 年 11 月 4 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。2 件の合意解約は、農地法の要件を満たしていることから、届出を受理いたしました。以上です。

議長

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 2 年第 11 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫

美郷町農業委員会 委員 富井 保徳

